

## 企画提案書作成の留意点

企画提案書（様式 7）及び企画提案概要版（企画提案書参考資料を除く）を作成するにあたり、県からの指示がない限り、以下の項目に留意すること。

### （1）言語及び通貨

各提出書類に用いる言語は日本語とし、全て横書きとすること。また、通貨は日本円とする。

### （2）使用する用紙のサイズ等

使用する用紙のサイズは、「提出書類一覧」（資料 1）に示すとおりとする。特に指定のない限り、日本工業規格 A 4 版縦置き横書き片面を標準とする。

（図面等は必要に応じて A 3 版横置き横書き片面とする）

企画提案書（様式 7）は、文字の大きさは 10 ポイント以上（図表中を除く）横書きで作成すること。他の欄及び超過ページへの記載内容は評価対象外となる。

### （3）共通事項

視覚的表現を記載する場合は、文章を補完するための必要最小限なものとする。

なお、企画提案の記載にあたっては、以下アからシの事項に留意すること。

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。（表現の許容範囲については、別記参照）

ウ 企画提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

エ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

オ 企画提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、事業者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

カ 企画提案は、本事業における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出及び業務内で検討し決定する具体的な内容について提案を求めるものではない。なお、これに逸脱する内容を含む企画提案については、提案を減点又は無効とする場合がある。

ケ 様式に記載の留意事項は確認の上、適宜削除して作成すること。

コ 企画提案書の構成に支障がある場合は、様式の外枠線を削除することを可能とする。

サ 各様式の下端に、企画提案書全体を通してページ番号を付すこと。

シ 各様式の記載事項について、他の様式との整合に留意すること。

## (別記) 企画提案における視覚的表現の許容範囲

(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課及び設備・環境課による各地方整備局営繕部他宛て事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」(平成 30 年 4 月 2 日付) より一部抜粋)

### 1 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

#### 【許容しない表現の例】

- ・具体的な設計図、模型(模型写真を含む。)、精巧・精密な透視図等
- ・大半の室の位置・形状(細部にわたる部屋割り)、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM 等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

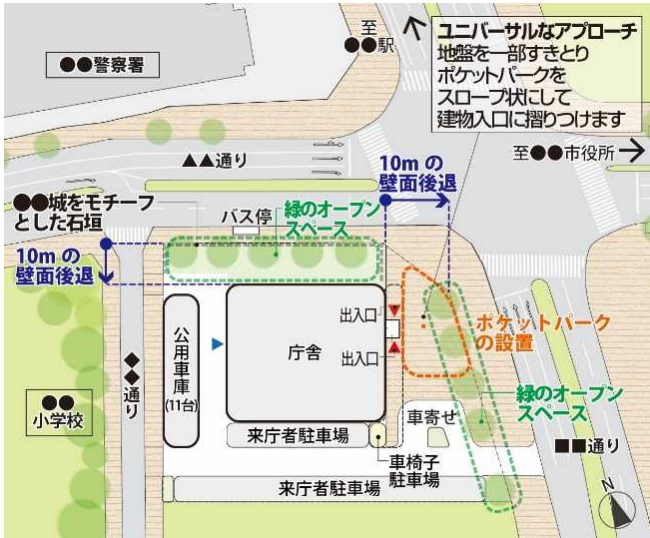


(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。</p>	<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>

(3) 配置イメージ図

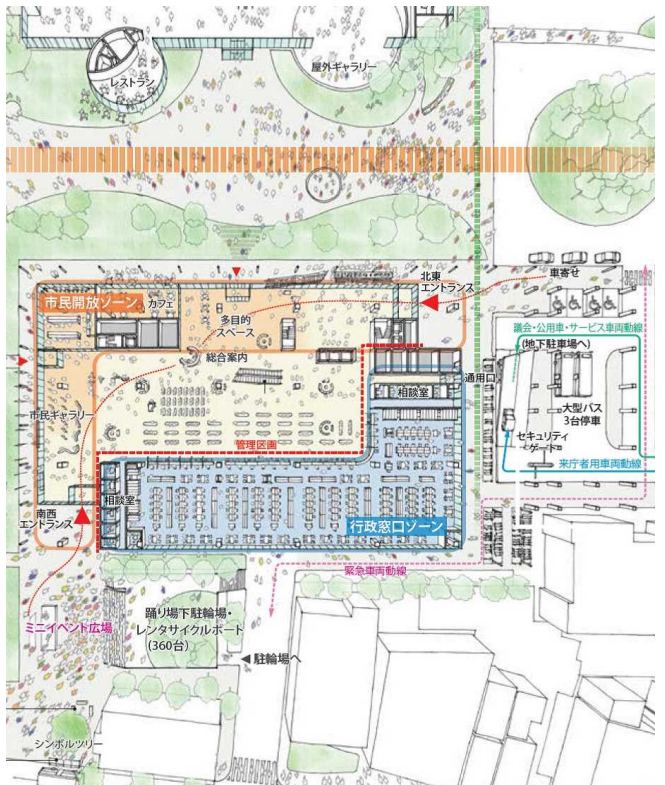
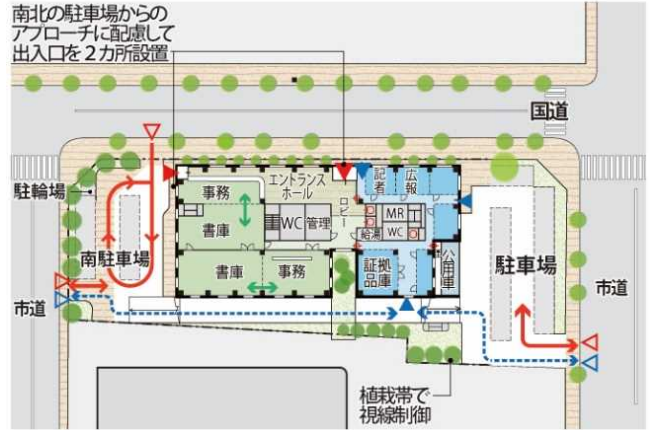
許容される表現の例



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

許容されない表現の例



建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。</p>	<p>仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。</p>